

■教育行政のポイント

4つの“専門スタッフ”を省令で規定

菱村 幸彦

中教審答申(平成27年12月)をふまえて、「チームとしての学校」の実現が課題となっている。そのためには、多様な職種の専門スタッフを学校に配置し、校長のリーダーシップの下に、教職員と専門スタッフが自らの専門性を発揮し、「チームとして学校」の総合力、教育力を最大化できる体制の構築が重要である。

専門スタッフについては、平成29年に学校教育法施行規則を改正し、スクールカウンセラー(65条の2)、スクールソーシャルワーカー(65条の3)、部活動指導員(78条の2)の3職種が規定された。今回、施行規則を再度改正し、新たに4つの職種を規定した(小学校について規定し、幼・中・高・特別支援学校等に準用)。

医療的ケアとICT教育の支援

第1は、医療的ケア看護職員(以下「医療的ケア職員」)である。医療的ケア職員は、学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠な児童の療養上の世話や診療の補助に従事する(65条の2)。具体的な職務は、①医療的ケア児のアセスメント、②医師の指示に基づく医療的ケアの実施、③医療的ケア児の健康管理、④認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言等である。

今年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され、学校教育については医療的ケア児が保護者の付添いなしで適切な支援が受けられるようにすることなどが規定された。そのためには、医療的ケア職員の学校配置が必要となる。医療的ケア職員は、保健師、助産師、看護師、准看護師をもって充てる。

第2は、情報通信技術支援員(以下「ICT支援員」)である。ICT支援員は、教育活動その他の学校運営

における情報通信技術の活用に関する支援に従事する(65条の5)。具体的な職務は、ICTを活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援等である。

ICT支援員は、GIGAスクール構想の推進により、学校からの配置の要請が高い。国はICT支援員を4校に1人配置することができるよう地方財政措置を講じている。

特別支援教育と教育業務の支援

第3は、特別支援教育支援員である。特別支援教育支援員は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する(65条の6)。具体的な職務内容は、①障害を持つ児童生徒の日常生活上の介助、②学習支援、③学習活動、教室間移動等における介助、④健康・安全確保、⑤周囲の児童生徒の障害理解促進である。

特別支援学校において、すでに「介助員」「介助職員」「介護職員」等の名称で配置されている職員について、その名称の使用を妨げたり、職務内容に変更を加えたりする必要はない。

第4は、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)である。教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する(65条の7)。具体的な職務内容は、①学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・配布準備、②採点業務の補助、③来客対応や電話対応、④学校行事や式典等の準備補助、⑤各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業等である。このほか、コロナ対策のための清掃活動・消毒作業も対象となる。

教員業務支援員については、各都道府県・指定都市教育委員会等において、従前から独自の名称を使用している場合があるが、それらの名称を使用することを妨げるものではない。

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

《最新刊!》●誰一人取り残さないGIGAスクールをつくる!

GIGAスクール構想で**進化**する学校、**取り残される**学校

【編集】平井聡一郎 四六判/定価 2,420円(税込)

